



(令和3年度実施分)

# 自己評価書の作成に当たって 特に留意いただきたい点について

令和3年度に実施する高等専門学校機関別  
認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

高専の自己評価書執筆担当者におかれましては、各観点の**留意すべき点をご確認の上、自己評価書を作成**ください。スライド全般、各基準の特に留意すべき点は以下のとおりです。

### 【スライド全般】

- ・以下の表記がされている場合は、**学校として規程類を明文化する必要があります**。  
仮に取組があっても、規程類が整備されていなければ、その根拠とはなりません。  
「〇〇が定められ」、「〇〇が明確化」⇒ 例：自己点検・評価規程  
「体制があるか」、「整備しているか」⇒ 例：自己点検・評価委員会規程  
「方針はあるか」、「基準はあるか」⇒ 例：自己点検・評価実施方針
- ・各種意見聴取、満足度、活用状況、認知状況は学校として把握する必要があります。
- ・改善事例を記載する項目では、把握や検証した結果等を基に、改善を結び付けていることがわかる資料（改善策を議論している会議の議事録等）が必要です。
- ・各基準の項目は、基本的に**自己評価書提出時点で学校として取り組むべき内容**です。また、その確認ができなかった場合、「改善を要する点」、「基準を満たさない」と判断する怖れがあることにご留意いただき、各高専におかれましては、訪問調査時の負担軽減のためにも、**未実施の内容や取組がないか、必ずご確認ください**。

観点1-1-①【重点評価項目】教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。

- ・ 実施方針が定められ、趣旨、実施周期（7年に一度以上の周期性）、実施方法、評価結果の外部検証等を含んだ内容としているか。
- ・ 周期性については、学校として周期を定め、7年に一度以上の実施が必要。

(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。

- ・ 委員会等の構成、役割分担、責任の所在の明確化が確認できるか。

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。

- ・ 学校として策定した基準が確認できるか。（年度計画をそのまま利用するのは不可。例えば、自己点検・評価の基準・項目等として策定していれば、年度計画や機関別認証評価基準、JABEE認定プログラムの認定基準等を利用することも可能ではあるが、目的が異なることから、明確な理由が必要。
- ・ 管理運営を含めた総合的な状況に対して基準を策定しているか。

観点1-1-①【重点評価項目】教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

(3)(1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。

### 【不適切事例】

×年度計画、JABEE認定プログラムの認定基準をそのまま利用している。

⇒自己点検・評価と、年度計画、JABEE認定プログラムは、根拠法令や目的が異なる。

年度計画、JABEE認定プログラムの認定基準のみを流用した場合、機関別認証評価受審の際、従来実施している自己点検・評価の結果を利用できないため、自己評価書提出に際して、機関別認証評価基準の適合性の判断が十分行われず、支障が生じる可能性が高い。

○年度計画、JABEE認定プログラムは利用せず、管理運営を含めた総合的な状況に関して基準を策定する。

○機関別認証評価基準に準じて基準を策定する。

観点 1-1-② 【重点評価項目】内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

(1)根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。

◇収集・蓄積状況がわかる資料

・根拠データや資料等は、各学校の目的や活動実態、評価実施体制等により内容が異なる。

◇担当組織、責任体制がわかる資料

・収集・蓄積場所は一箇所である必要はない。

(2)自己点検・評価を定期的に実施しているか。

・規程に基づき定期的に点検・評価を実施しているか。(直近2回以上の報告書が必要)

・管理運営を含む点検項目を学校として策定し、総合的に点検・評価を実施しているか。

・学教法109条による学校の策定した基準に基づく自己点検・評価であるか。

(年度計画や第三者評価の項目をそのまま利用するのは不可)

・教育活動・業績報告や、意見聴取等の集計結果をまとめたただけのものにとどまらず、その活動を評価しているか。(単に聴取するだけでなく、学校として結果の評価が必要)

(3)(2)の結果を公表しているか。

・全文(資料等を含む)の公表が必要。(一部のみの公表では不可)

観点 1-1-② 【重点評価項目】内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。

(3) (2)の結果を公表しているか。

## 【不適切事例】

× 年度計画を利用した評価を自己点検・評価として記載していたが、事前相談等で指摘後、自己点検・評価の基準・項目のみを機関別認証評価に準ずる形に変更している例がある。

⇒ 学校として策定された基準・項目が機関別認証評価に準ずるものとなっているのに、実施されている自己点検・評価は年度計画のみを利用したものとなっているため、自己点検・評価が学校として策定された基準・項目に沿う形になっていない。

なお、年度計画のみを利用した自己点検・評価を実施している場合、自己点検・評価が機関別認証評価基準に沿う形で実施されていないため、自己評価書提出に際して、機関別認証評価基準の適合性の判断が十分行われず、支障が生じる可能性がある。

○ 学校として策定された基準で実施・公表する。

観点1-1-④【重点評価項目】自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

(1)自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。

- ・実施体制が具体的にわかる資料(委員会規程等)であるか。
- ・委員会等の【会議体の名称】が確認できるか。

(2)前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。

- ・「改善を要する点」として指摘された全ての事項への改善状況が確認できるか。

(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。

- ・改善・向上のための組織体制が、自己点検・評価等の結果から、改善計画を策定し、計画の進捗状況を確認しているか。(委員会等の会議資料、議事録等)
- ・観点1-1-③-(2)において、設置計画履行状況等の調査結果を挙げている場合は、留意事項・改善状況の内容について、分析する必要がある。

観点 1-1-④【重点評価項目】自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。

### 【不適切事例】

- × 「改善を要する点」として指摘された一部の事項のみに対応している。  
⇒ 第三者評価の結果を十分に教育の質の改善・向上に結び付けられていない。
- 「改善を要する点」として指摘された全ての事項について対応、改善する。
- 改善まで至らない場合は、指摘事項について議論している過程が確認できる資料が必要。

**観点 1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー※以降DP）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。**

- (1) ガイドライン等を踏まえ、DPを定めているか。
- (2) DPが、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的と整合性を有しているか。
- (3) DPの中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。

(1)～(3) 重複該当

### ◇策定したDP

- ・学校及び学科ごとの目的と内容に明確かつ重大な齟齬がないと客観的に判断できるか。
- ・学生が卒業（修了）時に身につける学力、資質・能力を明示しているか。

観点 1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー※以降CP）が、DPと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- (1) ガイドライン等を踏まえ、CPを定めているか。
- (2) CPは、DPとの整合性を有しているか。
- (3) CPは、どのような内容を含んでいるか。

(1)、(2) 重複該当

### ◇策定したCP

- ・ 学校及び学科ごとの目的やDPと、内容や策定単位に明確かつ重大な齟齬が無いと客観的に判断できるか。

(3)

- ・ 教育課程の編成のための方針、教育の内容及び教育の実施方法に関する方針、学習成果を評価する方法に関する方針（成績評価基準そのものではない）について明示しているか。
- ・ 「その他」以外のもの全てにチェックが入る（内容を含む）必要がある。

観点 1 - 2 - ③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー ※以降 AP）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

## ◇策定したAP

- (1) ガイドライン等を踏まえ、APを定めているか。
- (2) APは、学校の目的や学科の目的、DP、CPを踏まえて策定しているか。
- (3) APには、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。
- (4) APには、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。
- (5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。

## (1)～(5) 重複該当

- ・「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているか。
- ・学校及び学科ごとの目的、DP、CPと、内容に明確かつ重大な齟齬が無いと客観的に判断できるか。
- ・選抜ごと（編入学選抜、留学生選抜）に、項目立て（記述）が必要。

観点 1 - 2 - ③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー ※以降 AP）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

つづき

## ◇策定したAP

- (1) ガイドライン等を踏まえ、APを定めているか。
- (2) APは、学校の目的や学科の目的、DP、CPを踏まえて策定しているか。
- (3) APには、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。
- (4) APには、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。
- (5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。

## (3)、(4) 重複該当

- ・「明示している」にチェックし、双方の内容が客観的に確認できることが必要。

## (5)

- ・「学力の3要素」に沿った成果の内容を明示しているか。3要素は、それぞれ客観的に確認できることが必要。

**観点 1－2－④ 専攻科課程のDPが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。**

・ 観点 1－2－①に準じる。

**観点 1－2－⑤ 専攻科課程のCPが、DPと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。**

・ 観点 1－2－②に準じる。

**観点 1－2－⑥ 専攻科課程のCPが、DPと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。**

・ 観点 1－2－③に準じる。

**※観点 1－2－④～⑥（専攻科課程）は、  
観点 1－2－①～③（準学士課程）の内容を準用。**

観点1-2-①~⑥ DP、CP、AP（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

### 【不適切事例】

× CP：学習成果をどのように評価するかが、「シラバス等に記載する」とされている。

× AP：入学者選抜の基本方針が、学生募集要項にのみ記載されている。

⇒ガイドラインに定められている事項については、全てポリシー内で明示されていることが必要だが明記されていない。（観点1-2-①~⑥の（3）以降で示す内容の明示）

○ CP：DPで設定した能力について、どのような方法で測定するか、CP内に記述。

AP：入学者選抜の基本方針について、AP内に記述。

なお、客観的に3つの方針が整合性が確認できるか、特にCPがDPで設定した「能力・資質」に対して整合性を有しているかについて留意。

観点 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント※以下FD）が適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。

(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制を整備しているか。

◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料

・内容がFDに該当しているか。

(2) 定期的にFDを実施しているか。

◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料

・FDでないものを実施状況としてカウントしないこと。

(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。

・FDとの関係を明示して、具体的に改善事例を記述しているか。

また、改善事例とFDとの関係性は明確か。（不明確なものは不可。）

観点 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

(1)教育支援者等(事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。)に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。

- ・技術職員を対象とした研修や技術発表会などの実施状況を、具体的に示しているか。  
(技術職員に対する取組が確認できる資料が必要。)
- ・技術職員に対する校長裁量経費等による支援状況、技術職員の科学研究費助成事業の申請状況、学校が独自に行っている資質の向上を図る取組などを具体的に示しているか。
- ・事務職員の研修等の実施状況を具体的に示しているか。管理運営のための研修(SD)の取組については、4-2-⑤が該当する。
- ・助手を配置している場合は、助手の研修等の実施状況を具体的に示しているか。

観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント※以下SD）が組織的に行われているか。

(1) SD等を実施しているか。

◇実施状況（参加状況等）がわかる資料

・事務職員等、教員等、校長等の執行部の、研修等の実施状況を具体的に示しているか。

※教育支援に係る研修は2-4-③に該当する。

観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD）が適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。  
観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。  
観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメントSD）が組織的に行われているか。

### 【不適切事例】

- ×メンタルヘルス研修や科研費の講習会等に教員が参加しているため、FDとして観点2-4-①で提示している。
- ×教育支援者に対する研修として、メンタルヘルス研修を観点2-4-③で提示している。
- ×アクティブラーニング研修に職員が参加しているため、SDとして観点4-2-⑤で提示している。

⇒FDとSDは内容で分類する必要があるが、参加者の属性によって分類されている。

### ○FDとSDを内容によって分類。

FD：授業の内容及び方法の改善を図るためのもの。（授業方法の改善やアクティブラーニングの研修等。）

SD：管理運営等の能力、資質の向上を図るためのもの。（初任職員研修、中堅職員研修等。）

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

(1)留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

- ・留学生の受入(入学選抜)を行っている場合のみ、該当する。
- ・留学生の在籍がなくとも、募集している場合は支援体制(委員会等)の整備が必要。

(2)(1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。

◇留学生を支援する取組がわかる資料

- ・留学生用カリキュラムやプログラム等の資料があれば資料とする。
- ・留学生の在籍がない場合は、(1)の体制のみでも可。

(3)編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

- ・編入学生の受入(入学選抜)を行っている場合のみ、該当する。
- ・編入学生の在籍がなくとも、募集している場合は支援体制(委員会等)の整備が必要。

(4)(3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。

◇編入学生を支援する取組がわかる資料

- ・編入学生の在籍がない場合は、(3)の体制のみでも可。

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

つづき

(5)社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

- ・社会人学生の受入(入学選抜)を行っている場合のみ、該当する。
- ・社会人学生の在籍がなくとも、募集している場合は支援体制(委員会等)の整備が必要。

(6)(5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。

◇社会人学生を支援する取組がわかる資料

- ・社会人学生の在籍がない場合は、(5)の体制のみでも可。

(7)障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

- ・障害のある学生の在籍がなくとも、支援体制(委員会等)の整備が必要。
- ・施設・整備面の支援については、観点3-1-①-(10)(施設・設備のバリアフリー化)も該当するが、重複があっても問題はない。
- ・「障害のある」とは、身体、発達、学習等の様々な障害が考えられるが、それぞれの障害への支援体制(委員会、取組)が必要。また、発達障害の把握方法がわかる資料があるか。

(8)(7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。

- ・障害のある学生の在籍がない場合は、(7)の体制のみでも可。

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

つづき

(9)障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。

(※学校独自の取組の他、学校の設置者が定めている基本方針等も、資料として提示すること)

・この法令に適切に対応し、合理的な配慮を行っているか。(7)の支援体制の資料との重複があってもよい。

(10)上記以外の特別な支援を行っているか。

・必ずしも特別な支援を行う必要はない。(行っている場合のみ該当)

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

- (1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。
- (3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。
- (5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。
- (7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。

### 【不適切事例】

- × 留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生について、受入れ実績がないので、支援体制を整備していない。
- ⇒ 支援体制を整備せず、学生募集を行った場合、学生の受入れがあった際に、適切な支援が行われな可能性がある。
- 留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生について、あらかじめ支援体制を整備。
- 既存の委員会等に対応。（既存の委員会等の規程で役割の明確化が必要）

観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

(1)教育情報を法令に従い適切に公表しているか。

◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表

・法令で定められた内容を全て公表しているか。

(i)インターネットの利用や刊行物への掲載により必要な項目を公表しているか。

(ii)教員の業績については、以下の点に留意。

①研究業績(著書、論文等)もしくは職務上の実績(教育歴、職務実績を中心とし、社会貢献活動等を含む)を公表しているか。

②教員の業績については、外部機関(科学技術振興機構等)が運営する研究者情報へのリンクを通じての公表も可。(ただし、教員個人ごとの情報が閲覧できるよう、個別にリンクを設定していることが必要。)

### 観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

#### (1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。

##### 【不適切事例】

- × 未公表の情報がある（一部のみ公表では不可）。
  - × 掲載情報が古い。
  - × 年度計画や機関別認証評価の自己評価書の公表をもって、自己点検・評価書を公表したこととしている。
  - × 入学者数ではなく、合格者数のみ公表している。
  - × 教員の保有学位、業績、職務上の実績が、外部の研究情報サイト（TopPage）へのリンクのみ。
  - × 著書や論文ごとの一覧を全教員の業績として公表している。
- ⇒ 法令で学校として公表することが義務付けられており、未公表では法令違反の状態。  
教員の保有学位、業績、職務上の実績について、教員ごとに確認できない。  
明らかに新しい情報がある場合、古い情報は「適切」ではない。
- 【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表で示す内容を、学校ウェブサイト等で公表している。
  - 教員の保有学位、業績、職務上の実績は、教員ごとに情報が確認できる形式とする。  
外部の研究情報サイトを活用する場合は、教員ごとに個別にリンクを作成する。
  - 掲載情報を最新のものに更新する。



観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

(1)教育課程の編成及び実施に関する方針(CP)を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。

- ・CPに沿って教育課程を編成しているか(JABEE認定プログラムの課程表は不可)。
- ・教育課程の体系的性及び授業の内容は適切か。
- ・科目構成、また、選択科目の選択制約条件などに疑義がないか。

(2)一般教育の充実に配慮しているか。

- ・(一般教育の中に、豊かな人間性の涵養を図る取組がある場合)具体的な取組(配慮)内容がわかるか。

(3) 補足なし

(4)年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。

- ・35週を確保しているか。

(5)特別活動を90単位時間以上実施しているか。

- ・90単位時間以上実施しているか。

**観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。**

**(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。**

### 【不適切事例】

× CPとは別の指標と授業科目の関係性を示す資料の提示。

（教育目標と授業科目との対応表、JABEE認定プログラムの際に利用した目標と授業科目の対応表）

× 学則で定める授業科目一覧のみの提示。

× 一部の学科のみのカリキュラム系統図の提示。

⇒ 観点で求めるCPに沿って教育課程を編成しているかが明確ではない。

単に授業科目の一覧を提示するだけでは、CPとの対応関係が明確ではない。

全学科の配置状況が確認できない。

○ 全学科がCPに対応していることがわかる カリキュラム系統図（カリキュラムマップ等）

**(2) 一般教育の充実に配慮しているか。**

### 【不適切事例】

× 学則で定める授業科目一覧や一般科目の時間割のみ。

⇒ 学校としての配慮を確認しているため、科目名だけでは客観的に確認できない。

○ 一般科目を含む授業科目一覧と共に、配慮している点を資料内又は「本文編」内に記述。

観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

(1)教育課程の編成及び実施に関する方針(CP)に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。

◇授業形態の開講状況(バランス含む。)がわかる資料

・各授業形態の割合を示しているか。

◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。

・割合を基に、そのバランスの適切性を、CPに対応させて記述しているか。

(2)教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。

◇チェックした項目の実施状況がわかる資料

・具体的な授業科目名と共に、具体的な工夫内容が教育内容に対応しているか。

◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。

・例：習熟度別クラス編成、ものづくり教育、創造性教育での工夫、アクティブラーニングの導入、PBL型の授業の導入

**観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。**

(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。

### 【不適切事例】

× 学則で定める授業科目一覧のみ資料としている。

× Webシラバスへのリンクのみを資料としている。

× 講義、演習のみで分類されている。

⇒ 講義、演習、実験・実習の3形態の割合及びその割合が適切であることの分析がされていない。

○ 3形態について、単位数又はコマ数換算で学科ごとに一覧表で示し、割合が適切であることについて記述。

観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(1)教育課程の編成及び実施に関する方針(CP)を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。

◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容(項目)を記述する。

- ・達成目標、教育目標等との関係を明示しているか。
- ・「高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示」というのは、履修科目か学修単位科目かの区別のことを指す。
- ・「その他」以外は、全てチェック(取組)が必要。
- ・「事前に行う準備学習」に係る内容を記載しているか。(高専機構のWebシラバスの形式では「事前に行う準備学習」の項目が設けられていないが必要項目)

**観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。**

**(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。**

### 【不適切事例】

× 高専機構のWebシラバスの形式を使用する際に「事前に行う準備学習」に関する配慮がなされていない。

⇒ 高専機構のWebシラバスの形式上「事前に行う準備学習」の欄が無いことから、この点に配慮なく、シラバスを作成した場合、(1)で示されている公表すべき項目の全てをシラバスに示すことができない。

○ 高専機構のWebシラバスの備考欄に「事前に行う準備学習」の内容を記載する。

○ (1)で示す項目を記載するよう定めたシラバス作成指導要領等を作成する。

**観点A－1－① 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。**

**(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。**

- ・ 個々の研究者の持つ研究目的ではなく、学校全体として独自に定めた研究活動を位置付ける目的等を指す（中期計画及び年度計画の流用、学内センター等の設置規程のみでは目的等を定めていることにはならない。 ）。

**観点B－1－① 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。**

**(1) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。**

- ・ 学校全体として独自に定めた地域貢献活動を位置付ける目的等を指す。  
（中期計画及び年度計画の流用、学内センター等の設置規程のみでは目的等を定めていることにはならない。 ）

観点A－1－① 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。

(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。

観点B－1－① 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。

(1) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。

### 【不適切事例】

- × 学校の目的を研究活動、地域貢献活動等の目的としている。
  - × 各センターの設置規程等を研究活動、地域貢献活動等の目的としている。
  - × 年度計画等を研究活動、地域貢献活動等の目的としている。
- ⇒ 研究活動、地域貢献活動等の目的について、独自に定められていない。  
選択的評価事項の各観点では、学校として定めた目的に従って、研究活動、  
地域貢献活動等を実施することが求められているため、研究活動、地域貢献活動等の  
目的が適切に定められていない場合、選択的評価事項の各観点の自己評価が適切に  
行われない可能性が生じる。
- 研究活動、地域貢献活動等の目的について 策定。

### 【基準1：教育の内部質保証システム】

- ・ **学校が定めた基準等で、自己点検・評価の実施・公表する**（未実施は法令違反。単に、年度計画、機関別認証評価を実施しているだけでは不十分。）。
- ・ 前回評価時の**改善を要する点は、必ず自己評価書提出時点までに改善**する。
- ・ 3つのポリシーは、観点1-2-①のスライドで示すガイドラインの内容を含んでいるか。DP、CP、APは客観的に整合が取れているか、齟齬はないか等、定期的な見直し（会議の審議結果等）が必要。

### 【基準2：教育組織及び教員・教育支援者等】

- ・ 教職員の研修は、全てFD活動となるわけではない。教育活動に関する組織的な研修等が、FD活動に該当。FD（基準2-4-①）とSD（基準4-2-⑤）は基本的に分けて整理する。

### 【基準3：学習環境及び学生支援等】

- ・ 特別な支援が必要と考えられる学生への支援体制については、在籍者がいなくても、受入れを行っている場合は、体制を整備する。

### 【基準4：財務基盤及び管理運営】

- ・ 観点4-3-①の教育研究活動等の情報（ウェブサイト掲載項目チェック表の内容）は、全て公表する（一部未公表も法令違反。最新情報であること）。

### 【基準5：準学士課程の教育課程・教育方法、基準8：専攻科課程の教育活動の状況】

- ・ 観点5-3-①、観点8-1-⑤（成績評価等）は、規程類の整備・取組に漏れがないか確認する。

### 【選択的評価事項A、B】

- ・ 研究活動及び地域貢献活動の目的は、**学校独自に策定**する（年度計画等の流用、センター規程等は不可）。